

医療施設近代化施設整備事業（結核）の概要

I 目的

医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とします。

II 事業の種類

医療施設近代化施設整備事業（結核）	結核病床の整備
-------------------	---------

III 補助条件等

1 補助条件

次の(1)から(5)までをすべて満たすこと。ただし、加算条件に規定する整備のみを行う場合においても補助対象事業とする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条の規定に基づく、感染症指定医療機関（結核病棟を有するものに限る）であること。
- (2) 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後おおむね30年以上経過していること。
- (3) 整備後の整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を6.4平方メートル以上（改修の場合は5.8平方メートル以上）、かつ、1床当たりの病棟面積を18平方メートル以上（改修の場合は16平方メートル以上）確保すること。
- (4) 直近の医療監視時における医師及び看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80パーセント以上であること。
- (5) 整備区域の病棟の病床数を10パーセント以上削減し、そのまま病院全体の医療法上の許可病床数を削減すること。ただし、結核病棟においては、東京都保健医療計画上病床非過剰地域に所在する病院又は都内の他の病院で同規模の削減が可能な場合については、整備を行う病院における病床削減は必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。

（加算条件）

- (6) 陰圧化等空調整備を併せて行う場合は、補助対象基準面積の加算をする。

2 補助対象経費

医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び療養病床の整備にする工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用については除く。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

3 補助金の交付

この補助金の交付額は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に補助率を乗じて得た額と、(2)により選定された額に3分の1を乗じて得た額に5億円を加えた額とを施設ごとに比較して、少ない方の額の合計額を交付額とする。

$\text{補助金額} = \text{①面積 (ア 病棟整備 + イ 陰圧化等空調整備)} \times \text{②単価} \times \text{③補助率 (0.5)}$

① 面積

基準面積

ア 病棟整備

整備条件	計算式
1床ごとの病室面積を6.4㎡以上、かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合	25㎡×整備後の整備区域の病床数
1床ごとの病室面積を5.8㎡以上、かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合	22㎡×整備後の整備区域の病床数

イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合

整備条件	計算式
陰圧化等空調整備を併せて行う場合	15㎡×整備後の整備区域の病床数

② 単価

(1平方メートル当たりの令和6年度単価表)

区 分	鉄筋コンクリート	ブロック
病 院	264,400円	230,500円

③ 補助率 0.5

4 その他

この事業概要は、現時点における令和7年度事業に関するものです。都財政の状況から、事業を実施しない可能性や、補助条件、単価、補助率等を変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。また、詳細な補助条件は下記担当にご確認ください。

医療施設近代化施設整備事業(結核)

東京都保健医療局感染症対策部防疫課結核担当
電話 (03)5320-4483